

# 伊藤マンション管理士事務所通信

2021年(令和3年)5月25日  
第00078号(隔月発行)

編集/発行者: 伊藤マンション管理士事務所  
住所: 神奈川県相模原市南区旭町 15-33-710  
電話: 042-851-5056  
URL: <https://www.ito-mankan.com/>

## 長期修繕計画に関する変更点

管理組合の業務(32条)における「長期修繕計画の作成または変更に関する業務および長期修繕計画書の管理」について、コメントを以下の通り変更

現行→計画期間が25年程度以上であること。なお、新築時においては、計画期間を30年程度にすると、修繕のために必要な工事をほぼ網羅できることとなる(32条関係②-1)

改正案→計画期間が30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回以上含まれる期間以上とすること(同)

現行→また、長期修繕計画の内容については定期的な(おおむね5年程度ごと)に見直しをすることが必要である(32条関係②-3)

改正案→現行の(おおむね5年程度ごと)を削除

## 標準管理規約改正案公表

# 計画期間

# 「30年以上に変更

### 国交省

### 長期修繕計画

### 認定基準案を反映

国土交通省は4月14日、マンション標準管理規約の改正案を公表し、意見公募(パブリックコメント)を行った。単棟型のほか、団地型と複合用途型も単棟型と同様の改正を行うとしている。団地型については、改正マンション建替え円滑化法で新たに創設された団地の敷地分割制度に係る部分の改正案が今回初めて公表された。国交省マンション政策室によれば、改正した標準管理規約の公表は早ければ6月ごろを想定している。

単棟型の改正案は、3月17日の「マンション管理の新制度の施行に関する検討会」の最終合会で提示された案とおおむね内容は同じ。ただ長期修繕計画について提示案にはなかった変更を盛り込んだ(上表参照)。

提示案からの主な修正箇所は、検討会での委員の意見を踏まえ、定義(第2条)関係のコメントで電磁的方法の具体例として挙げた「フロッピーディスク」を削除するなどの変更を行った。最終合会の案にはなかった部分では、管理組合の業務(第32条)関係のコメントで「25年程度以上」としていた長期修繕計画の計画期間を「30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回含まれる期間以上」と変更される期間以上と変更に修繕に有用な書類として「給・排水設備図や電気設計の定期的な見直し期間は削除した。計の計画期間は、改正案に修繕に有用な書類として「給・排水設備図や電気設計の結果として入れた」と説明している。団地型と複合用途型は、「単棟型と内容自体は一緒の規定が入ってくる」と解説した。(マンション管理新聞1169号)

# 電子署名は必要なし

## 書面電子化・IT重説等「Q&A」作成 管理協

一般社団法人マンション管理業協会(管理協)は3月26日、改正マンション管理適正化法の一部施行で可能になった書面の電子化やIT重説等に関する問い合わせが「Q&A」では①答、また見解を示した。①は、従来の紙による交付で法定要件だった管理業務主任者の「記名・押印」に代わる措置として「法的要件ではない」と言及。

「Q&A」では①答、また見解を示した。①は、従来の紙による交付で法定要件だった管理業務主任者の「記名・押印」に代わる措置として「法的要件ではない」と言及。

2面につづく

# 「団地型」改正案の概要

国土交通省が 4 月 14 日に公表したマンション標準管理規約改正案。団地型標準規約改正案の概要を左表に示した。

「単棟型」と同様の改正を行うほか、改正マンション建替え円滑化法で認められた敷地分割事業に関する規定を盛り込んだ。土地等の分割請求や単独処分禁止を定めた第 11 条コメントでは、敷地分割決議に基づく敷地分割は禁止されない旨を確認的に記載している。

団地修繕積立金調査や計画等の経費に充当できる事

団地型標準管理規約

## 「敷地分割」で規定整備

# 秋にもガイドライン策定へ

### 1 敷地分割事業と分割請求禁止規定との関係性

マンション標準管理規約（団地型）第 11 条に相当する規定があった場合であっても、改正法による改正後の円滑化法第 115 条の 4 第 1 項に基づく敷地分割決議による敷地分割は禁止されるものではないことを記載（第 11 条関係コメント）

### 2 団地修繕積立金および各棟修繕積立金

団地修繕積立金および各棟修繕積立金の使途として「敷地分割に係る合意形成に必要な事項の調査」を記載（第 28 条および同条関係コメント（団地修繕積立金）・第 29 条および同条関係コメント（各棟修繕積立金））

### 3 招集手続き

敷地分割決議を行うための団地総会の招集手続きを記載（第 45 条および同条関係コメント）

### 4 団地総会の会議および議事

敷地分割決議の決議要件を記載（第 49 条および同条関係コメント）

### 5 議決事項

団地総会の議決事項として管理計画の認定の申請、除却の必要性に係る認定の申請および敷地分割決議を記載（第 50 条）

重説会

## 全員の意向確認「不要」

「必要ない」として、回答では「必ずしも中止する必要はないが、状況に応じて組合と協議の上判断すること」が望ましいと応じている。

「Q&A」は管理協ホームページに表示される「令和 3 年 3 月 1 日施行開始 マンション管理適正化法一部改正について（第 72・73・77 条関連 I T 重説等・電磁的交付）」をクリックすると移動するインフォメーションの最下段にアップされている。（マンション管理新聞 1167 号）

②では、完全オンラインの場合「区分所有者への意向確認・承諾書の取得には要件となっていない」とする見解を示した。

「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」の改定も行う予定。他では団地総会の招集手続きを定めた第 45 条で目的が敷地分割決議

も必要ない」として、回答では「必ずしも中止する必要はない」として、回答では「必ずしも中止する必要はないが、状況に応じて組合と協議の上判断すること」が望ましいと応じている。

「Q&A」は管理協ホームページに表示される「令和 3 年 3 月 1 日施行開始 マンション管理適正化法一部改正について（第 72・73・77 条関連 I T 重説等・電磁的交付）」をクリックすると移動するインフォメーションの最下段にアップされている。（マンション管理新聞 1167 号）

③は一部のオンライン参加者について、通信障害等の発生で双方向のやりとりが不可能となった場合に重説会を中止する必要があるか、とする疑問に答えた。

を確保。主催者側に起因する問題ではないことを確認した上で管理組合と協議し、重説会を継続することが望ましい、としている。

④は一部のオンライン参加者について、通信障害等の発生で双方向のやりとりが不可能となった場合に重説会を中止する必要があるか、とする疑問に答えた。

を確保。主催者側に起因する問題ではないことを確認した上で管理組合と協議し、重説会を継続することが望ましい、としている。

⑤は一部のオンライン参加者について、通信障害等の発生で双方向のやりとりが不可能となった場合に重説会を中止する必要があるか、とする疑問に答えた。

を確保。主催者側に起因する問題ではないことを確認した上で管理組合と協議し、重説会を継続することが望ましい、としている。

⑥は一部のオンライン参加者について、通信障害等の発生で双方向のやりとりが不可能となった場合に重説会を中止する必要があるか、とする疑問に答えた。

を確保。主催者側に起因する問題ではないことを確認した上で管理組合と協議し、重説会を継続することが望ましい、としている。

編集後記